

港湾及び漁港・漁場工事における熱中症対策に資する現場管理費の 補正の試行要領の一部改定について

平成31年4月1日から施行している港湾及び漁港・漁場工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正について、試行要領を一部改定します。

1 改定内容

対象工事 (旧) 市全域で、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。
(但し、一括諸経費、軽微な工事は対象外とする。)

↓

(新) 市全域で、主たる工種が屋外作業である港湾及び漁港・漁場工事を対象とする。

2 試行要領

港湾及び漁港・漁場工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領
(令和3年7月版)

3 適用年月日

令和3年7月1日以降の起工分(設計書適用年版:令和3年7月)から適用します。

【問合せ先】

北九州市 港湾空港局 港湾整備部 整備課 TEL:093-321-5975

産業経済局 農林水産部 水産課 TEL:093-582-2086